

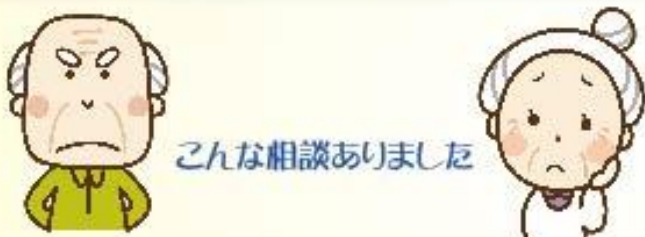
東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.112

発行：東濃西部広域行政事務組合

脱毛エステの通い放題コース契約での中途解約トラブル多発！

脱毛エステのトラブル相談は、全国で多数寄せられる相談の一つです。近年は男性がひげ脱毛などでトラブルにあうケースもあります。脱毛エステの相談はクーリングオフや中途解約など解約に関するトラブルが多く、中でも「通い放題」「〇年間脱毛し放題」「期間・回数無制限」「永久保証」「△年施術保証」などの長期間の施術を前提とするコースで中途解約・精算するときにトラブルが生じたという事例が目立ちます。これらのトラブルが起こる理由は、消費者が事業者から受けた説明で認識する契約内容と、実際に契約書に書かれた契約内容にギャップがあるからです。例えば「5年通い放題」と聞くと、消費者は2年で中途解約すると半分ぐらいは代金が返ってくるのではと認識しますが、実際の契約は、最初の1年のみ有償で、残りの4年は無償で施術するという内容であった場合、代金が返ってこないというギャップが生じ、トラブルになるのです。契約書面にて内容を確認することが大切です。



こんな相談ありました

抽選販売された限定スニーカーをフリマアプリで販売した。落札者に送ったら「偽物だから返品する」と言われた。送った商品はメーカーの抽選で当たった本物である。

フリマアプリは、匿名配送もでき、相手に個人情報を渡すことなく取引ができ、安全で便利なアプリです。ですが、お互いが善意であることが大前提で成り立つ取引です。事例の場合、落札者に悪意があると、送ったはずの本物が返品されず偽物が送られてくる可能性があります。匿名配送なら相手を突き止めることもできません。このような危険性を含んだ取引であることを認識して利用しましょう。

1月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	14件
訪問販売	9件
訪問購入	1件
通信販売	42件
連鎖販売	1件
電話勧誘	4件
送り付け商法	2件
無店舗販売	0件
不明・無関係	16件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。

例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業